

■公的年金等を 受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできません。

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れずに申告ください。

【令和5年度分住民税の申告について】

確定申告の受け付けと併せて同会場にて、住民税の申告の受け付けを実施します。

1月1日現在、下川町に住所のある人は、確定申告受付期間内に令和4年中の所得や各種控除などの住民税の申告をしてください。ただし、確定申告をされた人などは、住民税の申告は不要です。

なお、住民税の申告書は、住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（第1号被保険者）の申告資料にもなることから、各制度において申告の対象となる人は、必ず申告をしてください。そのほか、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などの提示が必要な人や、所得の証明が必要な人なども申告が必要で。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

※期間内に来場できない人や、納税者ご自身で住民税の申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、税務住民課税務・収納グループへお電話いただくと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

内線 114

☆ 4-251103

名寄税務署

☎ 01654-2-2157

償却資産は 税のお知らせ 申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分かれています。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握できますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の資産を申告する義務があります。

令和5年1月1日時点で町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。前年度に申告した人には、12月下旬に申告書を送付いたしました。

また、新規に事業を開始した人、事業を開始したが申告をされていない人などはお問い合わせください。

償却資産とは

会社や個人が事業のために所有している土地や建物以外の資産です。具体的には構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具などがあります。

※軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511内線 113

運転免許証更新時講習 (1月10日から2月2日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

1月16日(月)19時
2月2日(木)14時

■初回更新者講習(2時間)

1月19日(木)14時

■一般運転者講習(1時間)

1月12日(木)14時
1月19日(木)17時30分
2月2日(木)17時30分

■優良運転者講習(30分)

1月12日(木)13時
1月16日(月)18時
2月2日(木)19時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

1月10日(火)13時

